(イ) その他厚生労働大臣が適当と認める医療機関

イ 依頼側医療機関

(ア) へき地診療所等

(4)整備対象

へき地や離島診療所で抱える疾患の症例検討会やテレビ会議等に必要な画像伝送・ 受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等(ソフトウェアの導入を含む。) の購入経費

18. 離島等患者宿泊施設・設備整備事業

(1)目的

この事業は、気象条件等によっては交通網が寸断されてしまうおそれのある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるのに必要な医療機関まで相当の時間を要する離島等地域の住民のうち、へき地医療拠点病院、特定の医療機関に通院・入院せざるを得ない患者及びその家族のための宿泊施設を整備することにより、患者の療養環境の向上に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団 済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会又はその他厚生 労働大臣が適当と認める者とする。

(3) 対象施設

ア 施設

離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の新築、増改築及び改修に要する工事 費又は工事請負費

イ設備

離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費

(4)整備基準

整備対象となる施設とは、以下のア~エ全てを満たすものとする。

- ア 台風や降雪等、気象条件等によって比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるために必要な医療機関まで相当の時間を要し、容易に当該医療機関を利用できない地域として都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し認められた地域の住民のうち、医師がその医学的判断により、通院又は入院が必要と認めた患者、及び付き添い等の必要があると認めた家族を利用対象としていること。
- イ 宿泊費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。
- ウ 設置場所が病院の敷地内もしくは隣接地であること。 ただし、その他の場所に設置すべき相当の事由があり、都道府県知事が厚生労働 大臣に協議し、適当であると認めた場合はその限りとしない。
- エ 居室が個室であり、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮されているものであること。

医療機関未収金対策支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、各医療機関が独自に創意工夫を凝らして先駆的に実施する取組で、未収金対策として有効な事業や医療機関と各保険者等との連携体制の強化のために有効な事業に対して補助を行うことにより、医療機関の経営の健全化、安定化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、3(1)アの事業については、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とし、3(1)イの事業については、市町村とする。

3 事業の内容

(1)以下のいずれかに該当する事業であること。

ア 未収金対策として、各医療機関が独自に創意工夫を凝らして先駆的に実施する取組で、全国的なモデルとなる事業

【例】

- ・組織的な未収金の管理体制の確立
- ・患者に対する相談体制の整備
- ・未収金発生を未然に防ぐための有効な取組
- ・未収金を早期に回収するために有効な取組

イ 市町村が医療機関との連携体制の強化のために実施する事業

【例】

- ・国保、福祉担当部門等と医療機関との連絡体制の確立
- ・未収金に関連する諸制度の運用、実施基準の明確化
- (2) 事業の成果等については、都道府県を経由して厚生労働大臣に報告を求めることがあること。
- 4 補助対象事業の選定

都道府県において補助対象事業の選定を行うものとする。

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱

1 目 的

この事業は、通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用することで、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、 専門医の助言による適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な 患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠 隔地からの医療支援を行う。

4 整備対象

遠隔医療(テレパソロジー、テレラジオロジー、在宅患者に対する遠隔医療)の実施 に必要なコンピュータ機器等(ソフトウェアの導入を含む)の整備

健 政 発 第696号

平成11年 6月11日

一部改正 医 政 発 第613号

平成13年 6月 8日

一部改正 医 政 発 第0901006号

平成15年 9月 1日

一部改正 医 政 発 第0310009号

平成17年 3月10日

一部改正 医 政 発 第0118004号

平成18年 1月18日

看護職員資質向上推進事業実施要綱

1. 目 的

この事業は、近年の少子高齢化の進展や疾病構造の変化による医療の高度化・専門分化に対応し、国民の要望に応じることができる資質の高い看護職員の確保に資することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 専任教員再教育事業

看護職員養成については、医療の高度化・専門分化に対応できるよう、その教育内容 の向上を図るため、逐次カリキュラム改正等が行われているところであり、資質の高い 看護職員の養成を図るため、専任教員の再教育研修を実施し、看護教員の資質の向上を 図る。

(2) 看護教員等養成事業

医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等が逐次行われ、専任教員配置の充実や実習場所の拡大等により教育内容の向上が図られているところであり、その需要に対応するため、看護教員養成講習会及び実習指導者講習会を開催し、看護教員等の確保と資質の向上を図る。

(3) 看護職員臨床技能向上推進事業

指導的立場に立つ熟練した看護職員及び実務経験5年以上の中堅看護職員に対し、各々の段階に応じた研修を実施し、専門性の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

3. 事業の実施

事業の実施については、専任教員再教育事業は別紙1、看護職員臨床技能向上推進事業は別紙2、看護教員等養成事業は、厚生省健康政策局長通知(平成10年3月4日付健政発第241号「看護教員養成講習会実施要領について(通知)」及び平成6年10月31日付健政発第783号「都道府県保健婦助産婦看護婦実習指導者講習会の開催について」)によることを基本として、地域の事情に合わせた実施体制を確立する。

4 実施主体

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。(ただし、2の(3)に定める事業のうち、看護職員専門分野研修の実施主体については都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。)

また、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体に委託することができる。

5 国の補助

国は、予算の範囲内で、看護職員資質向上推進事業に要する経費について別に定める基準により、補助するものとする。

専任教員再教育事業の実施について

1. 目 的

看護職員養成については、医療の高度化・専門分化に対応するため、その教育内容の向上を図ることが重要であり、逐次カリキュラム改正等が行われているところである。

このため、既に専任教員として従事している者については、自己研鑚に努められている ところと思料されるが、時間的な制限等により必ずしも十分なものとはなっていないと考 えられる。

このような状況から、専任教員の再教育研修を実施し、看護教員の資質の向上を図る。

2. 実施方法

- (1) 実 施 期 間 1回当たり5~10日間程度
- (2) 実施回数 年3回程度
- (3) 定 員 1回当たり35人程度

3. 研修会の内容(例)

- (1) 看護教育内容の向上
 - ア. 在宅医療の推進と看護(効果的な退院指導と在宅看護)
 - イ. 在院期間短縮に効果のあるクリティカルパスの活用
 - ウ、インフォームド・コンセントの方法
 - エ. 院内感染 (MRSA、VRE) の防止
 - オ. チームケア (福祉事業との連携)
 - カ. セルフケア能力の向上(予防)
 - キ. 看護倫理
 - ク. 医療安全
- (2) 看護教育方法の向上
 - ア. 魅力ある看護教育(少子化・高学歴志向)
 - イ、自己学習能力の向上
 - ウ. 教育教材の工夫 (パソコンや視聴覚教材の活用)

看護職員臨床技能向上推進事業の実施について

1. 目 的

指導的立場に立つ熟練した看護職員及び実務経験5年以上の中堅看護職員に対し、各々の段階に応じた研修を実施し、専門性の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

2. 実施方法

(1) 看護職員専門分野研修

特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する。

ア 実 施 期 間 1コース当たり6か月間(600時間)程度

イ 定 員 各コースごとに30人程度

ウ 研修会の内容 (例)

救急看護、創傷・オストミー・失禁、重症集中ケア、ホスピスケア、感染管理、糖尿病看護、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、地域看護、訪問看護、新生児集中ケア、不妊看護等

(2) 中堅看護職員実務研修

ア 短期研修

看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務 経験おおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を 図る。

(ア) 実施期間 1回当たり5日間程度

(おおむね1か月間の適当な日)

- (イ) 実施回数年3回程度を1実施単位とする。
- (ウ) 定 員 1回当たり40人程度
- (エ) 研修会の内容 (例)

がん看護、感染看護、精神科看護、救急看護、リスクマネジメント、フィジカルアセスメント等

イ 中期研修

二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先端的科学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象にした研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

(ア) 実施期間 15日間程度

(うち5日間は専門病院での実地研修とする。)

- (イ) 定 員がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症、骨折の各コースごとに30人程度
- (ウ) 研修会の内容 (例)
 - a がん
 - (a) 最新の化学療法に対する看護
 - (b) 最新の放射線療法に対する看護
 - (c) 疼痛に対する看護
 - b 心筋梗塞
 - (a) 最新の治療法に対する看護
 - (b) 急性期の患者の観察とそれに対応した看護
 - (c)心臓リハビリテーション
 - (d) 急性の意識混濁に対する看護

訪問看護推進事業実施要綱

1 訪問看護推進協議会

(1)目的

この事業は、都道府県、特別区及び市町村単位で「訪問看護推進協議会」(以下「協議会」)を設置し、訪問看護の推進方法等に関する課題を協議するとともに、訪問看護に関する実態調査及び各年度における訪問看護推進事業の企画・調整等を行い、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 運営基準

ア 都道府県知事、特別区長及び市町村長は、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び都道府県訪問看護ステーション連絡協議会等、訪問看護の推進方法等を協議するために必要なメンバーにより構成される協議会を設置するものとする。

イ 協議会に事務局(訪問看護推進室)を設ける。協議会の庶務は事務局において処理する。なお事務局には、各個別事業の助言・調整等を行う訪問看護に精通した看護師等を担当者として配置することが望ましい。(委託する場合については、同様の形態とする。)

(4) 事業の内容

協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。

- ア 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケア研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、 在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者 研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。
- イ 訪問看護ステーション等に関する総合的相談及び問い合わせに関すること。
- ウ 訪問看護ステーションと医療機関等との連携を図るための調整に関すること。

2 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

(1)目的

この事業は、訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を 行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の看護技 術・知識を習得するとともに、入院患者が適切に在宅へ移行するための連携方法につ いて合同研修を行うことにより、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県知事、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 訪問看護ステーションの看護師の研修

- (ア) 実施期間 1回当たり5日(30時間)程度
- (イ) 定 員 1回当たり原則3人以上
- (ウ)研修の内容
 - a 医療機関で行われている最新かつ高度な医療処置・看護ケア研修及び実技研修(集合講習、実技講習等)
 - b 地域連携研修(合同研修)

イ 医療機関等の看護師の研修

- (ア) 実施期間 1回当たり原則3日程度
- (イ) 定 員 1回当たり原則3人以上
- (ウ) 研修の内容
 - a 現地研修(集合講習、現場同行)
 - b 地域連携研修(合同研修)

3 在宅ターミナルケア研修

(1)目的

この事業は、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、 家族支援を含む看取りのケアに関する知識と技術を有する看護師等による研修を実施 し、在宅ターミナルケアの専門的な技術を習得させることにより、在宅での看取りの 推進に寄与することを目的とするものである。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3)事業の内容

ア 実施期間 原則3日程度

イ 定 員 原則10人程度

ウ 研修の内容 薬物療法や精神的なケアを含む緩和ケア、在宅における家族支援を 含めた看取りのケアについての講義・技術指導等

4 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業

(1)目的

この事業は、在宅ターミナルケアを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等に対して、緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等をアドバイザーとして派遣し、現状にあった在宅ターミナルケア等についての助言を行うことにより、在宅での看取りの推進を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等を、アドバイザーとして招聘し派遣する。

イ 在宅ターミナルを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等をアドバイ ザーの派遣対象施設とする。

5 在宅ターミナルケア等普及事業

(1)目的

在宅ターミナルケア及び訪問看護の役割を地域に浸透させるため、ケアの利用者と訪問看護ステーション等の提供者が共同して、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行し、その普及啓発を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア フォーラム等

在宅ターミナルケア等の利用者及び訪問看護ステーション等の提供者が共同し、 地域の住民に在宅ターミナルケアについての認識を深められるよう、在宅ターミナ ルケア等に関するフォーラム、講演会等を開催する。

イ パンフレット発行等

地域住民が在宅ターミナルケア等についての理解を深め、普及啓発を図るため、 地域における在宅ターミナルケア等の現状についての情報や、在宅ターミナルケア 等の利用者の家族の体験談等を掲載したパンフレットの発行等を定期的に行う。

6 在宅ターミナルケア等地域連携会議

(1)目的

地域において、在宅ターミナルケア等の専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等の推進に関わる関係機関の連携を図り、疼痛管理プロトコールの作成を行う等、在宅ターミナルケア等の普及を推進する。あわせて、その連携強化を図るとともにそれらの実施状況について他の地域に情報提供する。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 地域において医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等に 関わる関係機関が連携を図るための会議の開催。

- イ 既に連携の取れている場合には疼痛管理プロトコール等により、個別具体的なプロトコール作成等を行う会議の開催。
- ウ 作成されたプロトコールに基づく訪問看護の実施。
- エ これらの実施状況について報告書を作成し、他の地域、厚生労働省等に対し情報 提供を行う。

7 訪問看護管理者研修事業

(1)目的

この事業は、訪問看護ステーションの管理者及び管理者に準ずる者等に対し、情報管理、安全管理、スタッフの能力開発等管理者としての能力を高める研修を行い、訪問看護ステーションの看護の質の向上を図り、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

\$ 11 Pm

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 受講対象者は、訪問看護ステーション等の管理者及び管理者に準ずる者等とする。

- イ 研修内容については、訪問看護事業における情報管理、安全管理、人材管理、能力開発等の訪問看護事業所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。
- ウ 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複数回の 開催など、受講者への配慮を行うことが望ましい。

8 高度在宅看護技術実務研修事業

(1)目的

この事業は、訪問看護に関心を持ち医療依存度の高い療養者の看護に携わることを 希望する潜在看護師や新人看護師等に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練 した看護師とともに、在宅療養者を訪問し、技術の習得を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 受講対象者は、看護師とする。

イ 研修内容については、熟練訪問看護師とともに医療依存度の高い在宅療養者 (小児を含む。)を訪問し、在宅特有の高度の在宅看護技術について研修を行うものとする。

歯科保健医療対策事業実施要綱

Ι	8020運動推進特別事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
II	歯科衛生士養成所施設整備事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
Ш	歯科衛生士養成所初度設備整備事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
IV	歯科医療安全管理体制推進特別事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
V	在字歯科診療設備整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

I 8020運動推進特別事業

1 目 的

この事業は、8020運動の積極的な普及啓発及び具体的な施策を推進させる観点から、都道府県が都道府県歯科医師会等と協力し、創意工夫をもって地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は地域歯科医師会等に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う(1)から(2)の事業とする。

- (1) この事業の円滑な推進を図るため、8020運動推進運営委員会を設置すること。 なお、委員には歯科医師会、保健所などに所属する歯科保健医療を担う者等から 構成するものとする。
- (2) 地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から1以上の歯科保健事業を計画的に 行うものとする。
 - ア 地域の歯科保健医療における課題の把握及び対策の評価等に関する事業
 - イ 効果的・効率的な地域歯科保健情報の収集及び提供に資する事業
 - ウ 生涯を通じた歯科保健医療対策の推進に資する事業
 - エ 効果的な歯科保健知識・行動の普及定着に資する事業
 - オ その他8020達成に資するため、8020運動推進運営委員会が創意工夫をもって新たに実施する歯科保健医療事業

4 補助条件

他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

Ⅱ 歯科衛生士養成所施設整備事業

1 目 的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士養成所の修業年限を延長し、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る施設整備事業とする。

Ⅲ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

1 目 的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士養成所の修業年限を延長し、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、 民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る初度設備整備事業とする。

IV 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目 的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全 に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医業を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科 医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を 整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は地域歯科医師会等に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理 体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属す る医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

- ア 歯科医療安全に関する患者への情報提供及び相談に応じる体制の推進に資する 事項
- イ 緊急時に院内において初期対応できる技術の習得に関する事項
- ウ 地域医療における医科ー歯科連携等の推進に資する事項
- エ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項
- オ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項
- カ 歯科診療における環境整備、水質管理、医療廃棄物等に関する事項
- キ 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及 定着に資する事項
- ク その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

V 在宅歯科診療設備整備事業

1 目 的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 事業内容

この事業内容は、歯科関係者講習会実施要綱(平成20年4月3日医政発第0403017号)により実施される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」(以下、「講習会」という。)を修了した歯科医師(歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師(以下、「研修歯科医」という。)を除く。)が、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備整備事業とする。

4 補助条件

事業の実施主体においては、講習会を修了した歯科医師(研修歯科医を除く。)が 常に勤務していること。

5 共同利用

この事業で整備した医療機器等は、講習会を修了した歯科医師において共同利用することができる。

公的病院等特殊診療部門運営事業実施要綱

第1 目的

この事業は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会の開設する病院(以下「公的病院」という。)及び厚生労働大臣が適当と認める者が開設する病院(以下「民間病院」という。)であって、地域において小児医療、在宅医療(以下「小児医療等」という。)の中心的役割を果たしている病院に対して、その運営に要する経費を補助することにより地域住民の医療の確保充実を図ることを目的とする。

第2 補助事業

小児医療等の中心的役割を果たしている病院の事業とする。

1 公的病院

「小児医療施設」

前年度10月1日現在において、小児病棟を有し、かつ、未熟児病床10床以上を有する病院で、前年度において小児医療を行っているものをいう。

「在宅医療」

次の法律のいずれかの規定に基づく地域を有する市町村に所在する病院であって、かつ、「健康保険 法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月16日厚生省告示第54号)に基づ く在宅療養指導管理等(訪問看護を含む。)を複数以上行っているものをいう。

- ·離島振興法第2条第1項
- · 奄美群島振興開発特別措置法第1条
- · 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項
- · 沖縄振興特別措置法第3条第3項
- ·山村振興法第2条
- · 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項
- (注) 通院中又は退院した患者が継続して自宅療養できるように医療職員が出向き、治療、看護及び必要な指導等を行い、また、往診日以外については、常時対応がとれる体制にある病院であること。

2 民間病院

「在宅医療」

次の法律の規定に基づく地域を有する市町村に所在する病院であって、かつ「診療報酬の算定方法」 (平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)に基づく在宅療養指導管理等(訪問看護を含む。)を 複数以上行うものをいう。

- ·離島振興法第2条第1項
- · 奄美群島振興開発特別措置法第1条
- ·小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項
- · 沖縄振興特別措置法第3条第3項
- · 山村振興法第2条
- · 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項
- (注) 通院中又は退院した患者が継続して自宅療養できるように医療職員が出向き、治療、看護及び必要な指導等を行い、また、往診日以外については、常時対応がとれる体制にある病院であること。

第3 事業内容

- 1 公的病院については、小児医療等の中心的役割を果たしている病院を交付の対象とし、都道府県がその 運営に要する経費を補助した場合、国がその一部を補助するものである。
- 2 民間病院については、在宅医療を実施する病院を交付の対象とし、都道府県がその運営に要する経費を 補助した場合、国がその一部を補助するものである。

第4 補助事業者の責務

病院の管理者は、補助事業の充実を図るとともに、適切な計画の下に財政の再建に努めるものとする。

院内感染対策事業実施要綱

第1 院内感染対策施設整備事業

1 目的

この事業は、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させる など積極的な取り組みを行っていること。
- (2)個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。

第2 院内感染対策設備整備事業

1 目的

この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。

- (1) 次に掲げるア~クのうち、いずれかに該当する病院であること。
 - ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院
 - (ア) 病院群輪番制に参加している病院
 - (イ) 共同利用型病院
 - (ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院
 - イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
 - ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対 策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院
 - エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院
 - オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代 化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病 院
 - カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊 診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設
 - キ 平成21年〇月〇〇日付医政発第〇〇〇〇〇〇号医政局長通知「周産期 医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院
 - (ア) 小児医療施設
 - (イ) 周産期医療施設
 - ク 平成21年〇月〇〇日付厚生労働省発医政第〇〇〇〇〇〇号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院
 - (ア) がん診療施設
 - (イ) 医学的リハビリテーション施設
- (2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させる など積極的な取り組みを行っていること。
- 第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業
- 1 目的